
令和4年度 若者支援に関する居場所等活動助成要領

1 趣旨

市内で、若者支援に関する居場所等を実施している団体に対し、活動に要する経費を助成します（助成金額は「柏こども未来基金」への寄付の状況を踏まえて毎年度設定します）。

2 対象団体

次の全てに該当すること。

- (1) 5名以上で構成され、地域住民が主体的に関わり、継続的な活動を行う団体。
- (2) 「若者自立支援サポーター連絡会」に参加・協力できること。
- (3) 特定の個人及び地域を限定した活動でないこと。
- (4) 政治、宗教及び営利活動、若しくはこれに類似する行為を行わない団体であること。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を乱す行為を行わない団体であること。

3 対象活動

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、定期的（新型コロナウイルスによる活動中止期間を除く）に開催し、若者（概ね10～40代）支援に関する居場所（ひきこもり等）や相談等の活動

4 助成額

月1回程度予定	1団体	5万円以内
月2～3回程度予定	1団体	10万円以内
週1回程度予定	1団体	15万円以内
週2回以上予定	1団体	20万円以内

※本助成金の用途を会計処理上明確にできるときは、他の補助・助成があっても申請することが可能です。

※対象経費総額の「10分の10」。

5 対象経費

対象活動に要する経費。

但し、人件費、慶弔費は除きます。

裏面もあります

6 申請書類

本会指定の申請書類に必要な書類を添付してください。

※申請書類は、本会ホームページから入手可能

7 申請期限・方法

令和4年6月17日（金）までに、郵送または窓口申請ください。

窓口にお持ちになる場合は予約制です。

8 助成金の決定

令和4年7月上旬を予定しています。助成金は7月下旬に交付予定です。

9 実績報告

助成金を受けた団体は、対象活動の期間終了後、本会が指定する期間内並びに様式で実績報告を提出いただきます。

なお、対象経費の支出が助成金額を下回る場合は、精算（返金）となります。

10 留意事項

「助成金を目的以外に使用した」「活動が本来の趣旨と逸脱」「助成事業が実施されなかった」「事業報告、収支決算報告が適切に行われなかった」「その他本会が不適当と認めた」場合は、助成の取消・返還となります。

11 問い合わせ（申請窓口）

社会福祉法人柏市社会福祉協議会 相談支援課（担当：戸部・竹之内）

〒277-0005 柏市柏五丁目11番8号 いきいきプラザ1階

電話 04-7163-1234

メール soudan@kashiwa-shakyo.or.jp